

内閣委員会 アニメ産業の実態、フリーランスを守れ！

- 内閣委員会（2016/05/26）

- **アニメ産業の実態について**

- 日本政府は日本のアニメをクールジャパンの重要コンテンツとして、推進させようとしている。しかしながら、アニメの**クリエイター・制作者にまったく光が当たっていない**。
- アニメの制作現場を知ってしまえば、外国人クリエイターを日本に呼ぶ前に、まずは、**制作の現場の状況を改善することが必要**だと考えています。
 - 半分以上が自営業やフリーランスで働いている
 - 職場はほぼ請負元の制作会社
 - 請負であれば契約書が必要だが、交わされていないケースも多い
 - 毎日11時間働き、月の休日も4日ほど敷かない
 - 激務だが動画の作成職は平均年収111万円、第二原画と言われる職は112万円、一番多い監督でも650万円程度にしかない
 - こんな激務で年収の低い仕事でも続ける理由が「仕事が楽しいから」
- 業界全体が、アニメが好きなことをいいことに若者を酷使している状況。
- アニメ制作をやっていた若者が「結婚したので仕事を辞めます。今までは趣味としてやっていましたが、結婚したので、趣味は続ける訳にはいかないのよ」などと言った理由で辞めることも少なくない。

内閣委員会

- 内閣委員会（2016/05/26）
 - アニメ産業の実態
- とかしきなおみ厚生労働副大臣

アニメ産業の発展の為、
実態の調査を強く厚労省に求めました！



労働法制を所管する立場から厚労省にお伺いします。
こういった、偽装請負が業界の慣行として行われているのであれば、
厚労省としても実態を把握する必要があると思います。
また、雇用契約についても労働基準法違反に該当しないのか、
政府として実態調査をして出た平均年収111万円という数字ですので、一度検討をお願いします。

御指摘のアニメーターの方について、フリーランスで契約している場合なんですけれども、
これも実は雇用形態いろいろあるようでございまして、
使用者の指導監督下にあるか否か、報酬が労働の対価と言えるか否かによって、
実態に即してそれが対価と言えるかどうかのと、
個別に判断していかなくてはいけないということで、その結果、
もし労働者として認められるのであれば労働基準法等が適用されると、こういうことになります。
その上で、労働者と認められた方におきましては、
労働基準法や最低賃金法に定める労働条件を下回っている場合は
その是正を指導していくということで、ケース・バイ・ケースで
その都度その都度判断していかないとなかなか対応できないということでもあります。



内閣委員会

- 内閣委員会（2016/05/26）
 - アニメ産業の実態
- 星野剛士経済産業大臣政務官



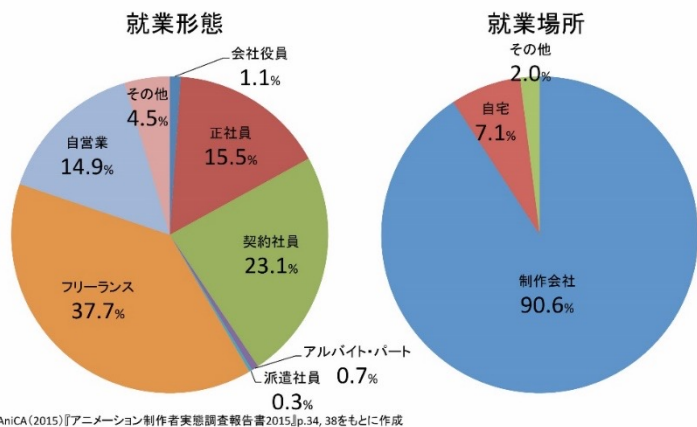
アニメ産業を育成する立場にあると思いますが、例えば経産省側からの申入れとして、
要は、**フリーランスで個人事業主、一千万以下だから法律に引っかからないという状況を何とかしなきゃいけない**んじゃないかというような問題提起、一方であってもいいのかなと。

**アニメーションの制作は、中小の制作会社や個人のアニメーターを含めた多くの事業者によって支えられておりまして、
親事業者と下請事業者の間の取引の適正化が重要だと認識をしております。**
このような状況を踏まえまして、経済産業省では、平成二十五年四月にアニメーション作成業界における下請ガイドラインを策定をいたしまして、その普及啓発を行ってきているところでございます。



アニメーション政策者実態調査報告書2015

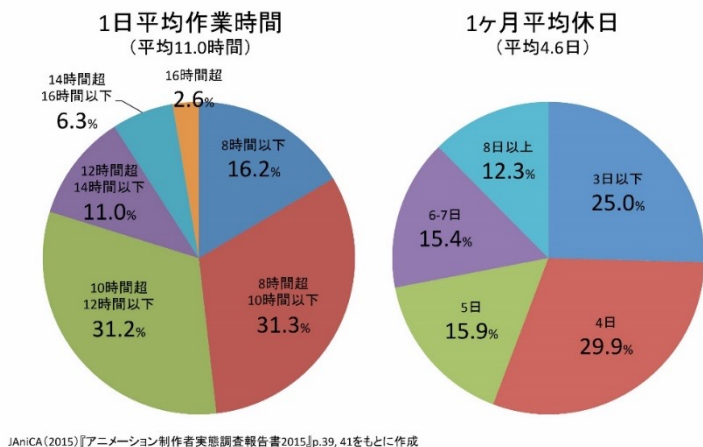
アニメーション制作者の就業



- 契約書取り交し状況
 - 契約書の取り交しが必要な人のうち、
 - ・契約を全く取り交わしていない (42%)
 - ・時々取り交わしている (21%)

- 平均作業時間・休日
 - ・1日平均作業時間：11時間
 - ・月平均作業時間：263時間
 - ・平均月間休日：4.3日

アニメーション制作者の働き方

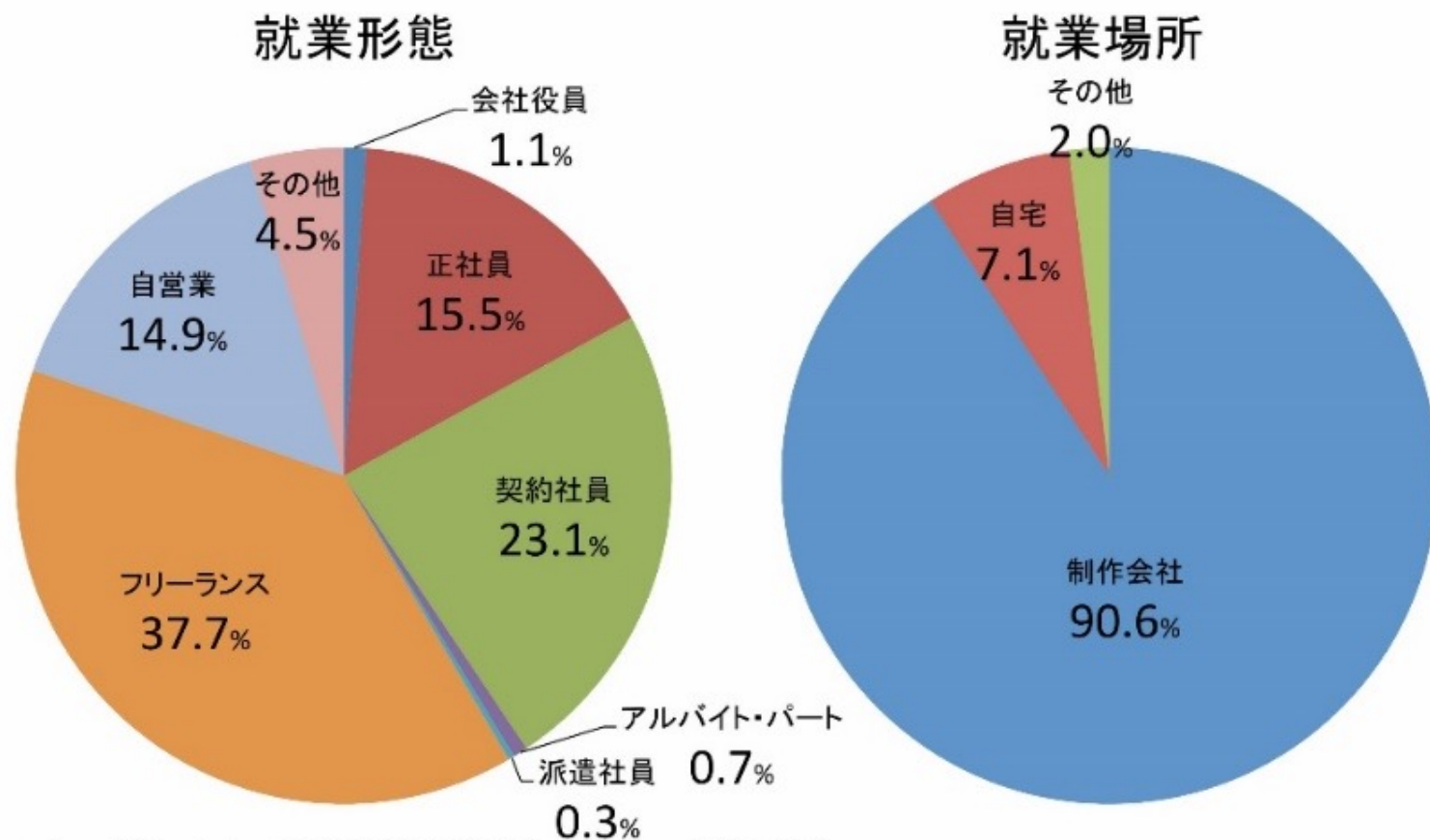


- 職種別平均年間収入
 - ・動画：111万円
 - ・第二原画：112万円
 - ...
 - ・監督：649万円

- 現在の仕事の継続理由
 - ・1位：仕事が楽しいから 65.1%

* シンポジウム『知っているようで知らない、アニメーターや実演家の育ち方「芸能実演家・スタッフ・アニメーター等の活動と生活実態調査」を踏まえて』（専修大学 藤原正仁教授）資料より

アニメーション制作者の就業



JAniCA (2015)『アニメーション制作者実態調査報告書2015』p.34, 38をもとに作成

法律の抜け穴か？

- 資本金1000万円以下の会社から請負契約で仕事を受けているフリーランスなどは全く保護されていない

契約形態

	雇用契約 (社員)	請負契約 (フリーランス・ 個人事業主)
1000万円以下 or 個人	労働基準法 最低賃金法	保護されていない
1000万円超		下請法

現在のアニメーターの収入を巡る数字

若手(専門学校卒)
平均年収実態

106万円/年 (専門学校卒20~24歳44名の平均) *文化庁提示資料

上記は入社5年目までの平均給与のため、新卒時平均年収はさらに低いと思われる
当属性で最も給料の高い人で252万円であり、下記の法定最低年収試算を下回る

[参考]
法定最低年収試算

(残業代は考慮せず)

$907\text{円/時} \times 262.7\text{時間} \times 12\text{ヶ月} = \mathbf{286\text{万円/年}}$

*東京都最低賃金 *文化庁提示資料 (アニメーション製作者1ヶ月当たり作業時間)

法務省見解

雇用契約・請負契約にかかわらず、

最低賃金を下回る条件での残留許可は与えられない